第十八条の十一第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項各号列記以外の部分中「第五項」を「第六項」に改め、同項第一号中「特定口座」の下に「若しくは非課税口座」を加え、同項第二号中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項第三号中「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項の次に次の一項を加える。

15　施行令第二十五条の十の二第十五項第二十三号イに規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十五条の十の二第十五項第二十三号イの書類を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二　非課税口座（法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）が開設されている金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地並びに特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等（法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等をいう。第五号において同じ。）を当該特定口座に移管することを依頼する旨及びその移管を希望する年月日

四　当該非課税口座及び特定口座の記号又は番号並びに当該非課税口座の開設年月日

五　移管をしようとする非課税口座内上場株式等の種類、銘柄及び数

六　その他参考となるべき事項

第十八条の十三の四第一項第二号中「写し」の下に「（電磁的方法（同条第十項第一号に規定する電磁的方法をいう。次号において同じ。）により提供された当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（施行令第二十五条の十の九第三項に規定する電磁的記録をいう。次号において同じ。）を含む。）」を加え、同項第三号中「同条第十五項第十八号」を「同条第十五項第二十一号」に、「同条第十六項」を「同項第二十三号イに規定する書類、同条第十六項」に改め、「次項に規定する書類」の下に「（電磁的方法により提供されたこれらの届出書、依頼書又は書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同条第二項中「第十七項各号」を「第十八項各号」に、「同条第十六項（同条第二十項）を「同条第十七項（同条第二十一項）に改める。

第十八条の十三の五第六項及び第七項中「第二十五条の八第十一項」を「第二十五条の八第十二項」に改める。

第十八条の十四第一項中「第十八条の九の」を「第十八条の九第一項の」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「第二十五条の八第十五項」を「第二十五条の八第十六項」に改める。

第十八条の十四の二第二項第二号中「第二十五条の八第十一項」を「第二十五条の八第十二項」に改め、同条第八項中「第四条の三」を「第四条の三第二項」に、「同条」を「同項」に改める。

第十八条の十五第四項中「次の各号に掲げる特定中小会社の区分に応じ当該各号に定める契約」を「特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第五条第二項第三号ニに規定する投資に関する契約に該当するもの」に改め、同項各号を削り、同条第五項第五号中「第九項第一号ロ」を「第八項第一号ロ」に、「前項第一号に定める」を「前項に規定する」に改め、同条第七項第二号中「第四項第一号に定める」を「第四項に規定する」に改め、同条第八項を削り、同条第九項第一号イ⑵中「第四項第一号に定める」を「第四項に規定する」に改め、同号ハ⑴中「第七項各号」を「前項各号」に改め、同号ハ⑵中「第七項第二号」を「前項第二号」に改め、同号ニを削り、同項第四号中「第四項各号」を「第四項」に改め、同項第五号中「第二十五条の八第十一項」を「第二十五条の八第十二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

第十八条の十五の二第一項第一号中「前条第九項第一号から第四号まで」を「前条第八項第一号から第四号まで」に改め、同項第四号及び同条第二項第一号ロ中「第二十五条の八第十一項」を「第二十五条の八第十二項」に改め、同条第四項第二号中「前条第九項第一号から第四号まで」を「前条第八項第一号から第四号まで」に改める。

第十八条の十五の三第二項中「第二十五条の八第十一項」を「第二十五条の八第十二項」に改め、同条を第十八条の十五の十とし、第十八条の十五の二の次に次の七条を加える。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）

第十八条の十五の三　施行令第二十五条の十三第三項に規定する財務省令で定める基準は、法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この項、第十八条の十五の七及び第十八条の十五の九において「非課税口座内上場株式等」という。）の譲渡（法第三十七条の十四第一項に規定する譲渡をいう。以下この条及び第十八条の十五の九において同じ。）による事業所得又は雑所得及び当該非課税口座内上場株式等以外の株式等（法第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。）の譲渡による事業所得又は雑所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものとする。

2　法第三十七条の十四第五項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　非課税口座開設届出書（法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書をいう。以下この条から第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）の提出（同号に規定する提出をいう。第六項を除き、以下この条から第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、第四項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所。以下この条から第十八条の十五の七まで及び第十八条の十五の九において同じ。）

二　当該非課税口座開設届出書の提出先の金融商品取引業者等（法第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この条、次条及び第十八条の十五の七から第十八条の十五の九までにおいて同じ。）の営業所（同号に規定する営業所をいう。以下この条、次条及び第十八条の十五の七から第十八条の十五の九までにおいて同じ。）の名称及び所在地

三　法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約に基づき当該口座に係る振替口座簿（同条第一項に規定する振替口座簿をいう。第十八条の十五の九において同じ。）に記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされている上場株式等（法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。以下この号及び第十八条の十五の七において同じ。）の法第九条の八各号に掲げる配当等に係る配当所得及び当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について同条及び法第三十七条の十四第一項から第四項までの規定の適用を受ける旨

四　当該非課税口座開設届出書の提出年月日

五　法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この条から第十八条の十五の九までにおいて「非課税口座」という。）を設定しようとする年

六　その他参考となるべき事項

3　法第三十七条の十四第五項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該非課税口座開設確認書（法第三十七条の十四第五項第三号に規定する非課税口座開設確認書をいう。以下この条から第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）に係る法第三十七条の十四第六項の申請書の提出（同項に規定する提出をいう。以下この条において同じ。）をした者（以下この項において「申請者」という。）の氏名及び生年月日

二　当該申請者の法第三十七条の十四第六項に規定する基準日（以下この条、第十八条の十五の五及び第十八条の十五の九において「基準日」という。）及び当該基準日における国内の住所

三　法第三十七条の十四第十項の所轄税務署長が当該非課税口座開設確認書を作成した年月日

四　整理番号

五　その非課税口座開設確認書が法第三十七条の十四第六項に規定する再交付の申請の場合に該当する申請に基づき交付されたものである場合には、その旨

六　その他参考となるべき事項